

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	教育功労者表彰事務	
実施機関の名称	千葉県教育委員会	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画管理部教育総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	教育功労者の表彰をするための事務を行う。	
記録項目	1. 氏名 2. 本籍・国籍 3. 住所 4. 生年月日・年齢 5. 電話番号 6. 性別 7. 職業・職歴 8. 学業・学歴 9. 資格・賞罰 10. 成績・評価 11. 功績内容	
記録範囲	被表彰候補者	
記録情報の収集方法	本人以外（他の官公庁）から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	市町村教育委員会指導	
実施機関の名称	千葉県教育委員会	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画管理部教育総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	市町村教育委員会委員の異動に関する事務をつかさどる。	
記録項目	1. 氏名 2. 本籍・国籍 3. 住所 4. 生年月日・年齢 5. 性別 6. 職業・職歴 7. 学業・学歴 8. 資格・賞罰	
記録範囲	市町村教育長、市町村教育委員会委員	
記録情報の収集方法	本人以外（他の官公庁）から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	表彰事務（教育功労者表彰除く）	
実施機関の名称	千葉県教育委員会	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画管理部教育総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	地方教育行政功労表彰、教育者表彰、文化の日表彰、教育長が行う顕彰等に関し必要な事項を定めること。	
記録項目	1. 氏名 2. 本籍・国籍 3. 住所 4. 生年月日・年齢 5. 性別 6. 職業・職歴 7. 学業・学歴 8. 資格・賞罰 9. 成績・評価	
記録範囲	被表彰候補者	
記録情報の収集方法	本人以外（他の官公庁）から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	叙勲関係事務	
実施機関の名称	千葉県教育委員会	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画管理部教育総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	生存者叙勲及び高齢者叙勲について候補者を文部科学省及び総務省に推薦する。	
記録項目	1. 氏名 2. 本籍・国籍 3. 住所 4. 生年月日・年齢 5. 性別 6. 身体状況 7. 職業・職歴 8. 学業・学歴 9. 資格・賞罰 10. 功績内容	
記録範囲	叙勲候補者	
記録情報の収集方法	本人以外（他の官公庁）から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口（総務部審査情報課） (所在地) 千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	教育委員会の所掌する事務に係る要望等の処理事務	
実施機関の名称	千葉県教育委員会	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画管理部教育総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	要望、陳情、請願を通して県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進を図る。	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 電話番号 4. 意見等	
記録範囲	要望・陳情・請願者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口(総務部審査情報課) (所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	争訟データ【最新】	
実施機関の名称	千葉県教育委員会	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画管理部教育総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	当事者の一方として、裁判所において、他の当事者と係争事件について裁判事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 訴状の内容	
記録範囲	原告又は被告	
記録情報の収集方法	本人以外（他の実施機関、他の官公庁）から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 総合窓口（総務部審査情報課） （所在地） 千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	